



熊労基発 0525 第 3 号
令和 4 年 5 月 25 日

建設工事関係防災団体の長 殿

熊本労働局労働基準部長



令和 4 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、従前より、建設業における安全衛生対策の推進を図っておりますが、第 13 次労働災害防止計画（平成 30 年 2 月 28 日厚生労働省策定、平成 30 年 3 月 19 日公示）における計画期間（2018 年 4 月から 2023 年 3 月までの 5 年間）の最終年度である令和 4 年度においては別添のとおり留意事項を定め、同留意事項に基づき取組を進めることとしています。

つきましては、建設工事に従事する事業者等の建設工事関係者による法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の取組の促進等について、新型コロナウイルス感染拡大防止にも十分御配慮された上で、別添を、貴殿の会員事業場、その他の建設工事関係者に周知すること等により、令和 4 年度における建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

担当：健康安全課
安全専門官 吉田健

令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 足場等からの墜落・転落防止対策

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害が4割以上を占めていることから、事業者は、引き続き、墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害を防止するために「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、平成27年5月20日一部改正）に基づく「より安全な措置」等の措置を適切に講じること。

(2) はしご等からの墜落・転落防止対策

建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご等からの墜落・転落が約3割と最も多くなっている。事業者は、「リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和3年3月17日付け基安安発0317第2号）に基づく措置を適切に講じること。

特に脚立からの墜落・転落については、令和3年に5件の死亡事故が生じており（※）、そのすべての事案において、被災者は、保護帽（ヘルメット）を未着用もしくは墜落時に脱げた状態であったことから、労働者に脚立を使用させる場合には、適正な保護帽の着用を確認すること。

（※）令和4年3月速報時点。脚立から脚立を設置する地面に落ちた事案のみ（不安定な高所で脚立を使用し、高所から落ちた事案は含まない）。

(3) 墜落制止用器具の適切な使用

厚生労働省は、事業者に対して、平成31年2月1日に施行された墜落制止用器具に係る改正安衛則等について、リーフレット等を活用して改正内容の周知を図るとともに、令和4年1月1日に経過措置期間が終了した「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）に適合した墜落制止用器具の使用を指導する。

事業者は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、改正安衛則を踏まえた「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）に基づく措置を適切に講じるとともに、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底する。

(8) 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策

車両系建設機械を運転中に機械と一緒に墜落・転落し、運転者が死亡した災害が、令和3年に8件発生している(※)。すべての災害が不安定の場所から崖下、河川、調整池等に墜落・転落したものであった。

事業者は、労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、安衛則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、転倒又は転落により労働者に危険が生じるおそれのある場合は、誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講じること。

(※) 令和4年3月速報時点。

(9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

建設業における労働災害の被災者の約9割は、店社で規模が30人未満のものに所属していることを踏まえ、厚生労働省は、建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)に対して、中小の建設会社(以下「専門工事業者等」という。)におけるパトロール、視聴覚教材や冊子の作成等の安全衛生活動を支援するための事業への補助を実施する。

専門工事業者等は、上記事業を活用する等により、自主的に安全衛生活動を行うこと。

(10) 高年齢労働者等の労働災害の防止

厚生労働省は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号)(以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づき事業場を指導する。また、「エイジフレンドリー補助金」により、働く高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を引き続き、支援する。

事業者は、各事業場における高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の各事業場の実情に応じて、エイジフレンドリーガイドラインを参照し、厚生労働省、建災防等による支援も活用して、実施可能なものから積極的に高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組み、職場環境の改善を図ること。

(11) 外国人労働者に対する労働災害防止対策

厚生労働省は「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」(平成19年8月3日厚生労働省告示第276号)、「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」(平成31年3月28日付け基発0328第28号)、「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」(令和2年3月31日付け基発0330第43号)により、外国人労働者の労働災害防止のための安全衛生教育の実施方法等について示している。

また、厚生労働省は、外国人労働者が教育内容を理解できるよう、外国語教材を作成し、「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページにおいて公表している。

(16) 建設工事関係者連絡会議の運営等

厚生労働省は、「建設工事関係者連絡会議の設置について」（平成26年4月11日付け基安発0411第1号）により、工事の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロール、安全衛生教育等について、発注者、施工者及び安全衛生行政関係者により協議をし、必要な取組を行う。

(17) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

厚生労働省は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）に基づき、都道府県計画を策定する都道府県及び策定された計画に基づき実行する都道府県に対し、他の都道府県の好事例等を紹介するなど、取組を支援する。また、都道府県労働局から管内の労働災害発生状況の分析結果、実施する施策等に係る情報について積極的に提供するなど、都道府県との連携の強化を図る。

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

(1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

元方事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの事業者は、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」（※）等を実践する際に、厚生労働省において作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（令和3年2月12日最終改正。以下「感染防止チェックリスト」という。）等を活用し、労使協力の下、職場の状況に応じた感染防止対策の徹底を図ること。

なお、感染防止対策の検討に際しては、国土交通省ホームページにおいて建設現場の「3つの密」回避等の取組事例及び新型コロナウイルス感染予防対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例等が公開されていることから、これらも参考にすること。

（※）建設業については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日国土建第18号（令和3年5月12日改訂））が策定され、建設現場やオフィスにおける感染予防対策の基本的事項が示されている。

(2) 熱中症対策

厚生労働省は、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（5月から9月まで、準備期間：4月、重点取組期間：7月）を実施する。また、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営する。

事業者は、初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握、暑熱順化や休憩時間の確保を考慮した作業計画の策定、WBGT値の実測とその結果を踏まえた対策の実施、休憩場所の

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働災害を防止する上でもメンタルヘルス対策が有効との調査結果（建災防実施）もあることから、建災防とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策を適切に講じること。なお、元方事業者は、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家の指導に基づき、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に、「職場環境改善計画助成金（建設現場コース）」も活用できるものであること。

(6) 化学物質による健康障害防止対策

ア 厚生労働省は、塗膜の剥離や掻き落とし作業について、鉛等有害物の有無等により工事に要する安全衛生経費・工期は大きく変わることから、発注者に対し、有害物の有無、剥離剤等作業で使用する製剤等に応じた必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。

事業者は、鉛、六価クロム、PCB等の有害物は上塗りから下塗りまでの塗膜に含有しうることにも留意し、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なばく露防止対策（剥離剤等作業で使用する製剤に対する対策も含む）を講じること。

また、事業者は、研磨材の吹き付け（ブラスト）や研磨材を用いた手持ち式動力工具（ディスクサンダー）による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具（送気マスク等）を使用させる等の措置を講じること。

イ 建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから、厚生労働省は、特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則の徹底を図るとともに、使用前にラベル・SDSを確認し、その情報に基づいて化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を実施するよう周知・指導する。

事業者は、作業員に対して、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知するようにすること。

ウ 厚生労働省は、金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにばく露することによる神経障害等の健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の改正内容について周知・指導する。

(7) 石綿健康障害予防対策

ア 厚生労働省は、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年7月1日厚生労働省令第134号）を公布しており、一部の規定を除き令和3年4月1日から施行されていることから、改正後の石綿障害予防規則に基づく措置等を実施するよう地方公共団体とも連携して周知・指導を行う。また、建築物の解体・改修工事について、適切に対象選定を行い、遵法意識の確保のための予告なしの立入りをを行う。

イ 建設従事者教育の推進

事業者は、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（平成 15 年 3 月 25 日付け基安発第 0325001 号）に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。

(3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

厚生労働省は、建設業の安全衛生対策を推進するために、各種のガイドライン等を発出していることから、現場での活用のための周知等を通じて、ガイドライン等に基づく安全衛生対策を推進する。

事業者は、当該ガイドライン等に基づく安全衛生対策を適切に措置すること。

- ・「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和3年1月18日付け基安安発0118第2号）
- (5) 転倒災害の防止
 - ・ 今後の転倒災害防止対策の推進について（令和元年6月17日付け基安発0617第1号）
- (6) 交通労働災害防止対策
 - ・ 交通労働災害防止のためのガイドライン（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）
 - ・ 交通労働災害防止対策の推進について（平成27年3月13日付け基安発0313第1号）
 - ・ 建設業における交通労働災害防止対策の徹底について（平成27年8月6日付け基安安発0806第1号）
- (7) 建設工場の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
 - ・ 現時点では、特になし。
- (8) 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策
 - ・ 現時点では、特になし。
- (9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
 - ・ 現時点では、特になし。
- (10) 高齢労働者等の労働災害の防止
 - ・ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について（令和2年3月16日付け基安発0316第1号）
- (11) 外国人労働者に対する労働災害防止対策
 - ・ 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年8月3日付け厚生労働省告示第276号）
 - ・ 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（労働者死傷病報告様式改正関係）（平成31年1月8日付け基発0108第4号）
 - ・ 外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平成31年3月28日付け基発0328第28号）
- (12) 一人親方等の安全衛生対策
 - ・ 現時点では、特になし。
- (13) 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止策

(17) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について（平成 29 年 3 月 16 日付け基発 0316 第 3 号）
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について（平成 29 年 6 月 9 日付け基発 0609 第 7 号）

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

(1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（令和 3 年 2 月 12 日最終改正）
- ・「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日国土建第 18 号（令和 2 年 12 月 24 日改訂））
- ・建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例（令和 2 年 7 月 1 日更新）（国交省ホームページ）
- ・【新型コロナ対策】対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例（令和 2 年 7 月 1 日作成）（国交省ホームページ）

(2) 熱中症対策

- ・令和 4 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について（令和 4 年 2 月 22 日付け基安発 0222 第 1 号）
- ・職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）

(3) じん肺予防対策

- ・第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進について（平成 30 年 2 月 9 日付け基発 0209 第 3 号）
- ・ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 12 年 12 月 26 日基発第 768 号の 2 令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号改正）

(4) 騒音障害防止対策

- ・騒音障害防止のためのガイドラインの策定について（平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 546 号）

(5) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

- ・建災防調査 「建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査」（平成 30 年 4 月）

(6) 化学物質による健康障害防止対策

- ・化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月

3月17日付け基発第0317007号、令和元年7月1日付け基発0701第3号改正)

(2) 建設業における安全衛生教育の推進

- ・安全衛生教育及び研修の推進について(平成3年1月21日付け基発第39号)
- ・建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について(平成12年3月28日付け基発第179号、平成18年5月12日付け基発第0512004号最終改正)
- ・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について(平成15年3月25日付け基安発第0325001号)
- ・職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について(平成29年2月20日付け基発0220第3号)

(3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

- ・シールドトンネル工事に係るセーフティ・アセスメントについて(平成7年2月24日付け基発0321第4号)
- ・「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」の策定について(平成29年3月21日付け基発0321第4号)
- ・山岳トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針について(平成8年7月5日付け基発448号の2)
- ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の策定について(平成28年12月26日付け基安安発1226第1号、平成30年1月18日付け基発0118第1号改正)
- ・土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について(平成10年3月23日付け基発第120号)
- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について(平成27年6月29日付け基安安発0629第1号)
- ・斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について(平成27年6月29日付け基安安発0629第4号)
- ・ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について(平成27年8月5日付け基発0805第1号)